

## 第5回京都海区漁業調整委員会 次第

令和3年12月13日午後2:00～  
京都府水産事務所 研修室

### 1 開 会

### 2 議 案

第1号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度における知事  
管理漁獲可能量について（諮問）

【第1号議案資料】

第2号議案 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事  
管理漁獲可能量の変更について（諮問）

【第2号議案資料】

### 3 報告事項

(1) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック  
会議について 【報告事項（1）】

(2) 第39回日本海・九州西広域漁業調整委員会について

【報告事項（2）】

### 4 その他

### 5 閉 会

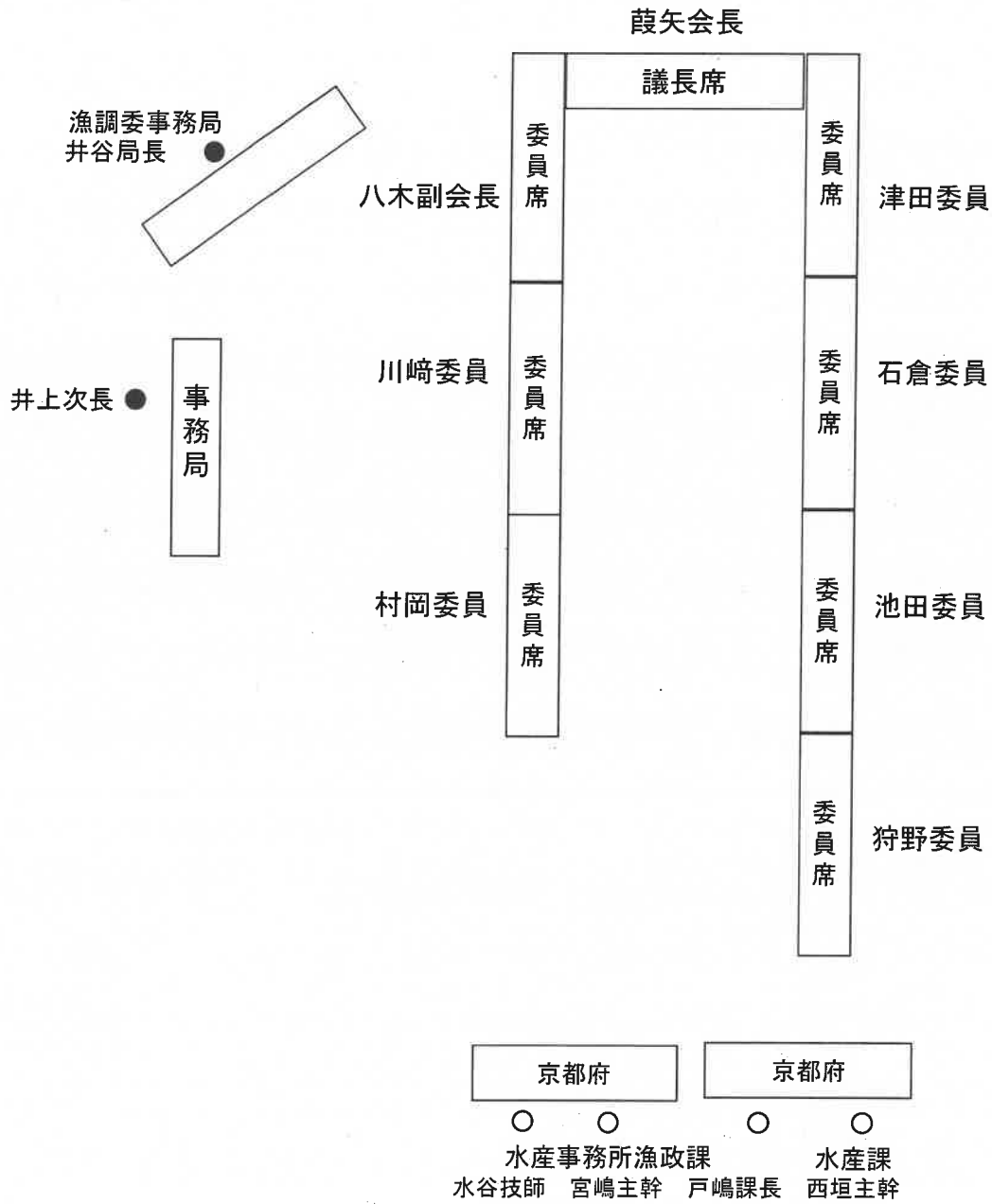
## 第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏名	備考
会長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合監事
委員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委員	狩野 安德	宮津地区 定置網漁業 栗田漁業生産組合組合長理事
委員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委員	池田 香代子	株式会社「とと屋」女将
委員	吉本 秀樹	伊根町長

# 第22期京都海区漁業調整委員会（第5回委員会配席図）

令和3年12月13日(月)午後2時から  
水産事務所 3階 研修室



**第1号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）**

**【理由】**

京都府知事から、さんま・まあじ・まいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

**【添付資料】**

資料1－1 諮問文（写）

〃 2 （別紙）知事管理漁獲可能量

参 考 資 料 京都府における特定水産資源の管理について



資料 1 - 1

3 水 第 546 号  
令和 3 年 12 月 8 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可  
能量について (諮問)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定により、別紙のとおり、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を定めることについて、漁業法第 16 条第 2 項の規定により諮問します。

## 資料 1 - 2

別紙

さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度（令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準

# 京都府における特定水産資源の管理について

漁業法に基づき、国から府に配分された漁獲可能量(TAC)を、京都府資源管理方針に定めた割当基準に従い、各管理区分に割り当てて管理(※割当の際に漁調委への諮問、国への承認申請(軽微な変更除く。)必要)。数量報告については、当該資源を採捕した全ての漁業者が義務。採捕停止命令は、数量管理している場合が対象

特定水産資源	管理期間	TAC配分量 (トン) (上:R3、下:R4)	管理方法	管理区分	数量報告	採捕停止 命令
さんま	1～12月	現行水準 現行水準	努力量管理	京都府さんま漁業	○	×
まあじ	同上	現行水準 現行水準	努力量管理	京都府まあじ漁業	○	×
まいわし対馬暖流系群	同上	現行水準 現行水準	努力量管理	京都府まいわし漁業	○	×
くろまぐろ (小型、大型別)	4月～翌3月	小:26.9、大:34.0 —	総量管理	定置漁業、 漁船漁業等 (日本海、その他海域) ※定置等では期間区分有り	○	○
するめいか	同上	現行水準 —	努力量管理	京都府するめいか漁業	○	×
ずわいがにに日本海 系群A海域	7月～翌6月	34.0トン —	総量管理	京都府ずわいがにに漁業	○	○
まさば対馬暖流系群 及びごまさば東シナ海 系群	同上	現行水準 —	努力量管理	京都府まさば及び ごまさば漁業	○	×

**第2号議案 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について  
(諮問)**

**【理由】**

京都府知事からくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量の変更について諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

**【添付資料】**

資料2-1 諮問文（写）

〃 2 （別紙）知事管理漁獲可能量の変更



3 漁調委第 39 号

- 3. 12. 08

京都海区漁業調整  
委員会

3 水 第 547 号

令和 3 年 12 月 8 日

京都海区漁業調整委員会

会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可  
能量の変更について (諮問)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定による、くろまぐろ  
(小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和 3 管理年度における知事管  
理漁獲可能量を、別紙のとおり変更することについて、同条第 5 項において準  
用する同条第 2 項の規定により諮問します。

資料 2 - 2

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量の変更

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量 (t)	
		変更前	変更後
くろまぐろ (小型魚)	京都府くろまぐろ(小型魚)定置漁業	23.0	同左
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	2.3	0
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	20.7	23.0
	京都府くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(日本海)	1.2	同左
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	0.9	0
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	0.3	1.2
	京都府くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(その他海域)	0.1	同左
	留保	2.6	同左
くろまぐろ (大型魚)	京都府くろまぐろ(大型魚)定置漁業	30.5	同左
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	24.4	5.56
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	6.1	24.94
	京都府くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(日本海)	0.1	同左
	京都府くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(その他海域)	1.7	同左
	留保	1.7	同左

令和３年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海  
ブロック会議について

【内 容】

全国海区漁業調整委員会連合会は、海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討すること、また、海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築するため、全国を４ブロック（東日本、日本海、西日本、九州）に分け、ブロック会議を毎年開催しています。

日本海ブロックは、青森県から山口県までの 12 海区漁業調整委員会で構成し、会議は、12 海区委員会で順番に持ち回り、例年 10～11 月頃に現地で開催しています。

令和３年度は、京都海区が当番となり、当初に会議の開催について構成員から意見の聴取をした結果、新型コロナウイルス感染防止の観点から、全漁調連事務局と相談し、昨年度と同様に書面での開催をすることとしました。

令和３年 11 月 10 日に書面会議を開催しましたので、その概要等を報告します。

【添付資料】

- 報告資料 1 - 1 会議次第、資料
- 〃 2 書面決議の結果

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会  
日本海ブロック会議次第

議 題

- 1 令和3年度全国漁業調整委員会連合会要望活動の結果について  
【資料1】
- 2 令和4年度要望事項について  
【資料2】
- 3 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議次年度  
開催地について  
【資料3】

※1、3は報告議題

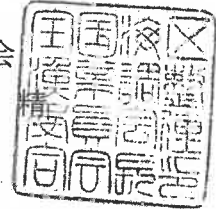


【資料1】

3 全漁調連第 25 号  
令和 3 年 9 月 13 日

各海区漁業調整委員会会長 様

全国海区漁業調整委員会連合会  
会長 鈴木



令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について

令和 3 年 7 月 12 日付けで関係省庁に提出した要望について、回答をとりまとめましたので送付します。

複数の海区がある道県については、代表海区にのみ送付していますので、各海区に配布していただきますようお願いいたします。

全国海区漁業調整委員会連合会事務局

事務局長 花井 孝之

事務局員 池谷、松浦、永倉

(静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課)

TEL 054-221-2738 FAX 054-221-3288

E-mail: [suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp)

## 令和4年度日本海ブロック要望事項一覧

	要 望 事 項	頁
継 続	1 太平洋クロマグロの資源管理について	
	2 海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について	
	3 沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整及び制限について	
	4 漁業法改正後の資源管理について	
	5 外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について	
	6 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について	
	7 北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について	
	8 プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について	
	9 ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について	
	10 ミニボート等及びスピアフィッシングに対する指導強化について	
新 規	1 遊漁者に対するルール作りと漁業との調整について	
	2 海区漁業調整委員会の運営について	

全国海区漁業調整委員会連合会  
日本海ブロック会議次年度開催地について

令和4年度 石川県

(参 考)日本海ブロック会議の開催実績及び予定

平成 22 年	23	24	25	26	27	28
石 川	山 口	青 森	島 根	秋 田	鳥 取	山 形

平成 29 年	30	令和元年	2	3	<u>4</u>	5
兵 庫	新 潟	富 山	福 井	京 都	<u>石 川</u>	山 口

上記の順に持回りで開催している。

※新型コロナウイルスのまん延状況にもよりますが、金沢市内で開催を予定されています。

## 書 面 決 議 結 果

令和3年度全国漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の議案につきましては、下記のとおり、審議の結果、過半数の承認をもって可決されました。

## 記

## 1 表決内容

議 案	審議の結果
令和4年度要望事項について	承 認：12 異議あり：0

青森県西部～山口県日本海（構成海区漁調委 12）

## 2 議案に関する意見

別添資料のとおり

※字句の訂正であり、内容に関するものではありませんでした。

## 3 てん末

審議の結果、承認されましたので、但馬及び山形海区から意見(資料)のとおり修正し、全国海区漁業調整委員会連合会に日本海ブロックの要望として提出しました。





3漁調委第36号の1

令和3年11月12日

全国海区漁業調整委員会連合会

会長 鈴木 精 様

京都海区漁業調整委員会

会長 葭矢 護

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会

日本海ブロック会議の結果について

時下、ますます御清祥のことと存じます。

このことについて、令和3年11月10日に書面による表決として、令和3年度全国海区漁業調整委員会日本海ブロック会議を実施いたしました。

つきましては、本会議において表決いたしました、全国海区漁業調整委員会連合会からの要望事項について別紙のとおり日本海ブロックからの要望事項を提出いたします。

京都海区漁業調整委員会事務局  
担当：井 上  
TEL: 0772-22-4438  
FAX: 0772-25-3289  
Mail: t-inoue90@pref.kyoto.lg.jp

**令和4年度**

**全国海区漁業調整委員会連合会**

**日本海ブロック要望書**

**令和3年11月**

## 令和4年度日本海ブロック要望事項一覧

		要 望 事 項	頁
継 続	1	太平洋クロマグロの資源管理について	2
	2	海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について	5
	3	沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整及び制限について	6
	4	漁業法改正後の資源管理について	8
	5	外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について	10
	6	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について	12
	7	北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について	14
	8	プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について	15
	9	ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について	16
	10	ミニボート等及びスピアフィッシングに対する指導強化について	18
新 規	1	遊漁者に対するルール作りと漁業との調整について	19
	2	海区漁業調整委員会の運営について	20

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック  
 (青森県西部、秋田、山形、新潟県連合、富山、  
 石川、福井、京都、但馬、鳥取、島根県連合)

新規要望	○継続要望
<p>議 題 太平洋クロマグロの資源管理について</p>	
<p><b>提案理由、要旨等</b></p> <p>我が国沿岸の資源である太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の合意に基づき、平成27年から国内で漁獲されるクロマグロ小型魚の資源管理が開始され、平成30年7月からはTAC法、令和3年度からは漁業法に基づく厳格な漁獲可能量管理に取り組んでいるが、漁獲枠の配分については、漁業種類及び地域ごとの差があり、その配分について不満の声が出ている。</p> <p>資源管理により、国際機関による最新の資源評価では、クロマグロ親魚量が増加傾向にあり、漁獲枠を20%拡大した場合においても、2024年までの暫定回復目標の達成がほぼ確実であることが示されている。</p> <p>しかし、現状、零細な漁業者が多い沿岸漁業に対して割り振られている漁獲枠は十分とは言えず、資源管理を行う上で発生する負担が経営に多大な影響を与えている。</p> <p>特に、定置網漁業については、まき網漁業のように選択的に漁獲を行うのではなく、受動的で多くの魚種を漁獲対象とした漁業であり、混獲されるクロマグロの漁獲量制限により、放流や一時休漁などを強いられ、通常操業に支障が生じている。漁業者は資源管理の実施に伴う操業に不安を感じているため、漁獲量規制を漁業者に強いるだけでなく適切な資源管理手法の確立が必要である。</p> <p>沖合漁業においても、クロマグロは重要な漁獲対象魚種である。沿岸・沖合漁業双方の漁業経営に支障が及ばない範囲内で持続可能な取り組みを重ねて行くことが重要であることから、適宜適切な資源評価に基づいた漁獲枠の融通を促進するなど、できる取組の制度を整える必要がある。</p> <p>一方、クロマグロを含め特定水産資源の資源管理については、都道府県の資源管理方針で、当該都道府県に住所や事業所のある者が特定水産資源を採捕する場合は、当該都道府県で管理(属人管理)することとなっており、住所地から離れた海域で操業するまぐろ延縄漁業等については、都道府県による操業実態の把握は困難である。</p> <p>また、資源管理による資源の維持回復のためには、漁業者のみならず遊漁者等も一体となった取組が必要であるが、遊漁者によるくろまぐろ採捕は、令和3年8月21日から令和4年5月31日まで全面禁止となったが、来期以降、どのように管理していくか、いまだ具体的な体制は示されておらず、さらに、遊漁者に対し未だその制度等の周</p>	

知が不十分であり、クロマグロの釣獲をめぐる漁業者から制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。

これらのことから、下記事項について要望する。

#### 記

- 1 国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には、長期的な漁獲実績を考慮するとともに、実績配分以外の観点も考慮すること
- 2 漁獲枠の拡大を早期に実現するために、国際会議において科学的データを示し増枠を強力に働きかけるとともに、漁獲枠が増大された際には、多様な魚種が入網する状況下で、日々クロマグロの資源管理に尽力している定置漁業などの零細な沿岸漁業者に対して意見聴取を行うなどして、十分な漁獲枠を配分するよう配慮すること
- 3 大中型まき網漁業を含む各種漁業の小型魚漁獲実態について、具体的な漁獲方法、漁獲サイズ、単価、流通形態、経営体数、歴史的経緯、地域経済における重要性など、総合的・多角的な調査・比較検討を行い、我が国全体で小型魚保護による漁業者等への経済的負担を極力減らし、より効率的で効果的な小型魚保護対策を検討すること
- 4 定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、枠の融通についてより機動的に行われるよう手続きの簡素化を図り、枠の有効活用を促進すること
- 5 定置網は漁具の特性上、一度入網したクロマグロを活力ある状態で放流するには技術的課題が多い事、大型魚については危険を伴うことから、改良漁具の開発等、混獲回避や効果的な放流の手法を早期に確立し、普及のため導入支援策について引き続き検討すること
- 6 やむを得ず放流した個体がへい死した場合でも、これが海上投棄と見なされぬよう海上保安部にもクロマグロの資源管理の取組について情報共有し、理解を得ること
- 7 放流のための技術が確立されていない中、資源管理の強化に伴い、休漁を余儀なくされる場合が想定されるため、引き続き経営支援策を継続し、また更なる支援策を検討すること
- 8 クロマグロの安定した産卵量を確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること

- 9 数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする(下げ止め)措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策(強度資源管理タイプ)の機能強化を推進すること。漁業者が今後とも資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること
- 10 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可のあり方や承認の条件、運用の仕方について、知事許可、県海区委の承認制による管理にする等、県の漁獲枠を漁業者の意見を聞きながら県の裁量で管理出来るよう再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと
- 11 遊漁者及び遊漁船業者に対し、資源管理の制度及びその重要性について広く周知徹底し、国が操業自粛を強く指導すること。また、遊漁者の採捕について、具体的な管理の枠組み整備を国の責任で早急に進めるとともに、遊漁者の採捕数量の把握や採捕制限に関する法整備なども合わせて早期に進めること
- 12 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築するとともに、遊漁者及び遊漁船業者に対し、国に対する採捕実績の報告については、漁業者の漁獲報告と同様に迅速にかつ漏れのないよう徹底すること
- 13 資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くし、遊漁者及び遊漁船業者に対し、遊漁船業務主任者講習などの様々な機会を利用して、資源管理の制度及びその重要性について広く周知徹底し、国が操業自粛を強く指導すること

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

(青森県西部)

新規要望	○継続要望
<p>議 題</p> <p>海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>我が国周辺のマイワシ資源は、気候と海洋環境、海洋生態系が数十年規模で変動するレジーム・シフトの影響により、低温期に転じた1970年以降に生き残りがよくなって資源量が増加し、高温期に転じた1988年以降、資源量が減少した。大中型まき網漁船は、マイワシ資源減少により、漁獲対象を沿岸漁業の利用するスルメイカやマグロに拡大、特にマグロは集魚装置による小型魚漁獲や産卵場での親魚漁獲など、資源への大きな影響が課題となっている。</p> <p>日本海はレジーム・シフトの影響に加え、地球温暖化の影響により世界で一番水温が高くなった海域とされており、海洋環境の変化・変動により水産資源減少や漁場縮小・漁期短縮となり、沿岸漁業の漁獲量・漁獲金額は長期的に減少傾向となっている。これらのことから、以下について国に対して特段の措置を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海洋環境の変化・変動に適切に対応した効果的な資源管理、増養殖技術開発、資源有効利用、漁家・漁協経営安定の方策を早急に検討すること</li> <li>2 資源管理の強化にあたっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること</li> <li>3 各種水産資源の資源量、漁場形成と海洋環境の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること</li> <li>4 漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること</li> </ol>	

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック  
 (山形、新潟県連合、富山、石川、福井、京都、  
 山口県日本海)

新規要望	○継続要望
<p>議 題                      沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整及び制限について</p>	
<p><b>提案理由、要旨等</b></p> <p>大中型まき網漁業は漁獲能力が高く、沿岸域、特に天然礁においては、依然として大中型まき網漁業による沿岸漁業の重要魚種であるマダイ、ブリ、アジ、サバなどの大量漁獲が頻繁に認められており、大量漁獲による魚価への影響並びに資源の悪化が懸念されている。さらに、クロマグロの資源管理の強化に伴い、今後、漁獲努力量がこれら魚種へ移行する恐れがあるため、沿岸漁業者の経営に対する影響が危惧される。沿岸の天然礁については、元来から優良漁場として利用・保護されてきており、漁業者の自主的な取組のほか、遊漁船業者・プレジャーボート遊漁者とも調整を図るなど、沿岸漁業者が資源の持続的利用に努めている。</p> <p>現在、水産政策の改革において TAC 対象魚の拡大や IQ 制度導入に伴うトン数規制の撤廃などの検討が行われているが、TAC や IQ などの資源管理制度を導入しても、操業場所が局所的に集中すれば、当該場所を操業する沿岸漁業者にとって大きな影響を受けると考えられる。</p> <p>大中型まき網漁業の操業禁止区域は設定から 50 年以上も見直しがなされておらず、一部の禁止区域が著しく狭く、沿岸漁業者との操業をめぐるトラブルが続いている。</p> <p>一方で、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は現在までに急速に発達し、漁獲圧は増大しており、最近では国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p>また、大中型まき網漁業の光力規則違反や禁止区域内における魚群探索等の違反操業の疑念が根強くあり、沿岸漁業者側には依然として大中型まき網漁業の規制強化について強い要望がある。現在、船舶位置監視システム (VMS) が全船団の網船に、さらに平成 29 年の「指定漁業の許可等の一斉更新」においては、限定的ながら付属船への VMS 設置等が義務付けされ、違反操業の抑止効果の向上が期待されている。しかしながら、VMS 設置が網船以外は限定されていることや、その運用においては、情報が取れなかった事例も発生するなど、違反操業の抑止効果には未だ疑問がある。</p> <p>については、沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整及び天然礁周辺を中心とした沿岸漁業の重要な資源の持続的な利用を図るため、下記の事項について要望する。</p>	



## 記

- 1 沿岸漁業者と大中型まき網漁業者間の調整のための話し合いの場を継続的に設定し、当事者間の漁場利用に係る合意形成に向けて積極的な指導・調整を今後も継続して行うこと。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、水産庁として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと
- 2 沿岸漁業の重要な漁場周辺でのまき網漁業の規制や操業海域の見直しについて、協議の場で積極的な指導・調整を行うこと。また、必要に応じて大中型まき網漁業の操業を禁止(自粛)する措置を講じるなど、沿岸漁業者の操業を確保すること
- 3 大中型まき網漁業の操業禁止区域について見直しを行うこと
- 4 沿岸漁業と大中型まき網漁業とで共通に漁獲されている沿岸漁業の重要魚種に対する適切な資源管理を講ずること。また、大中型まき網漁業に対し、日本海ブリの未成魚の漁獲を制限する措置を講ずること
- 5 大中型まき網漁業者に対して、沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置を周知するとともに、当該取組みへの参画及び遵守するよう積極的に指導を行うこと
- 6 水産政策の改革において「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」との内容があるが、制度改革を進めるにあたっては事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと
- 7 大中型まき網漁船の本船だけでなく、灯船等(付随する関係船舶)へのVMS設置を徹底し設置情報を公表するとともに、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導・取締りを強化しその結果を公表すること。その他、大中型まき網漁業の光力規制をはじめとした各種規制の取締強化を行うこと

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

(但馬、島根県連合)

新規要望	○継続要望
<p>議 題 漁業法改正後の資源管理について</p>	
<p><b>提案理由、要旨等</b></p> <p>平成 30 年 12 月の漁業法改正による、水産政策の改革では新たな資源管理システムの構築として、TAC 対象魚種の拡大や個別の漁獲割当て制度 (IQ) の導入など、資源管理の強化が改革の大きな柱の一つとなっており、改正漁業法では新たな資源管理は漁獲可能量により行うことが基本とされ、令和 5 年度までに資源評価対象魚種を 200 魚種程度に拡大するとされている。加えて、現在 TAC 管理されている 8 魚種は令和 3 年漁期から MSY ベースによる管理に移行し、さらに令和 5 年度中を目途に漁獲量ベースで 8 割を TAC 対象とするとされている。</p> <p>改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、多くの沿岸漁業者は、資源の季節変動や来遊状況に合わせ複数の漁業種類、魚種を組み合わせる漁業を営んでおり、資源や漁業の特性に合わせ資源管理に取り組んでいる。このため、漁獲可能量による管理に移行する際、これまで進めてきた休漁や保護区の設定などの取組が適切に評価されず、漁獲量の制限だけで管理されると漁業経営に大きな影響が出ることを漁業者は危惧している。</p> <p>このように、急激に TAC 対象魚種を増やすことになれば、漁法によっては漁業者の操業の自由度がなくなる等、漁業経営に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、TAC 管理に追加する魚種や管理方法等について、早い段階から丁寧に説明し、漁業関係者が納得した上で行うことが重要である。</p> <p>一方で、沿岸の零細漁業は、離島や過疎地域等の条件不利地域にとって欠くことのできない貴重な産業であり、資源管理における負担の平等性とは別の観点が必要である。</p> <p>については、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁業者が、TAC 制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、関係者への説明を通じて十分な理解を得ながら進め、資源管理目標及び資源管理措置の検討にあたっては、対象魚種ごとに生態解明や資源</p>	

量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSY ベースでの漁獲量管理を行わないこと

- 2 休漁や保護区の設定など漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、TAC による管理に固執せず、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮し、漁業の特性を考慮した漁獲可能量の配分や、都道府県間等との漁獲枠の融通を積極的に行うなど、地域にとって重要な漁業が採捕停止に追い込まれない資源管理の仕組みを構築すること。特に、選択的に漁獲ができない定置漁業や地先来遊の資源に依存する零細な自営漁業等については、大きな影響が想定されることから充分配慮すること
- 3 零細漁業に対しやむを得ず減収等が生じた場合や漁業者が実施している自主的な資源管理では達成できないような TAC 数量となる場合は、対象とする魚種の漁業経営上の重要度に応じて経営を維持できるよう、適切な支援策を設けること

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

(新潟県連合、富山、石川、福井)

新規要望	○継続要望
議 題	
外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について	
提案理由、要旨等	
<p>日本海の我が国排他的経済水域に位置する大和堆は、いか釣り漁業や底びき網漁業の好漁場となっている。</p> <p>平成 29 年 6 月以降、数百隻規模の北朝鮮船籍及び近年急増する中国船籍とみられるいか刺し網漁船や虎網等の大型船により、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案が発生している。</p> <p>こうした違法な操業は依然として続いており、違法操業船の流し網により漁場に近づくことができないなど、我が国漁船の操業や航行に支障が生じている。また、急増する大型の中国漁船は漁獲量も多く、今まで以上に資源への悪影響が危惧される状況となっている。さらに温暖化等による資源への悪影響もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっている。</p> <p>暫定水域等においても、韓国あるいは中国漁船による違法または無許可操業のほか放置漁具により、我が国の底びき網漁業の操業に支障が出ている。</p> <p>令和 3 年度も水産庁及び海上保安庁が大和堆周辺海域に取締船等を重点的に配備し、7 月末には昨年の約 1.8 倍となる延べ 564 隻の違法操業外国船に対し、放水等による退去警告を実施している等、排除に取り組まれていることから、現在まで我が国の漁船の操業に大きな支障は生じていないと聞いている。</p> <p>しかし、漁業者は引き続き大きな危険にさらされており、今後操業が制限される恐れもあることから、下記の事項について要望する。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"><li>1 大和堆をはじめとした日本海の我が国排他的経済水域内において、違法操業を繰り返す外国漁船への徹底した取締りを継続し、我が国漁船の操業の機会と安全を確保するとともに漁業経営の存続支援をすること</li><li>2 大和堆の日韓暫定水域において、放置漁具による漁場の荒廃を防ぎ、安心した操業を継続するため、海底清掃に係る民間合意が滞らないよう、国が積極的に関与すること</li></ol>	

3 海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

(但馬、鳥取、島根県連合)

新規要望	○継続要望
<p>議 題</p>	
<p>日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p>	
<p>新日韓漁業協定の締結に伴う暫定水域の設定から 20 年以上が経過した。</p> <p>これまで、官民両面から、同水域内の操業秩序の確立に向けた交渉が続けられてき が、韓国側に前向きな姿勢が見られず、平成 30 年以降は日韓民間漁業者間の協議も 行われていないことから、民間主導による交渉はすでに限界と認識している。</p> <p>このようななか、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具・漁具 被害は改善されないどころか、年々悪質・巧妙化し、大量の密漁漁具が我が国漁業者 による海底清掃により回収されている。</p> <p>我が国の漁業者においてはトラブルを避けるため暫定水域において満身に操業で きない状態が続いている。操業が可能な僅かな漁場では、漁獲対象資源が枯渇し、既 に漁場として機能していない現状が確認されている。国立研究開発法人水産研究・教 育機構によると、暫定水域内は甲幅 90mm 以上のズワイガニが EEZ 内に比べ極端に少 ないとされている。</p> <p>また、島根県隠岐郡隠岐の島町所在の竹島は歴史的にみても国際法に照らしても、 我が国固有の領土であることは明白であるにも関わらず、半世紀以上に亘り韓国に不 法占拠され、我が国の主権が行使できない状況にある。</p> <p>加えて、暫定水域に隣接する我が国 EEZ 内での韓国漁船の違法操業は水産庁の取締 船の増配備等にもかかわらず減ることがなく、EEZ 内の資源が常に脅威にさらされて いることに漁業者は大きな危惧を抱いている。</p> <p>これらのことから、日本海における漁業秩序の確立のため、領土問題を早期に解決 し、排他的経済水域の境界線を画定、暫定水域を撤廃すべきであるとして、下記の事 項について要望する。</p>	
<p>記</p>	
<p>1 漁業者と連携して国として毅然とした交渉を継続して竹島の領土権を早急に確 立するとともに、排他的経済水域の境界線を早期に画定し、暫定水域を撤廃するこ と</p>	

- 2 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、国が調整すること
- 3 取締船の常時配備や緊急連絡体制の整備など必要な措置を講じ、引き続き外国漁船の無秩序な違法操業の取締り強化を行うとともに、根絶のための抜本的な対策を行うこと
- 4 国は韓国政府に対し、暫定水域内での操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請し、暫定水域内の資源の状態及び韓国漁船の操業実態を適確に把握すること
- 5 影響を受けている漁業者に対する支援事業を継続するため、十分な予算を確保するとともに、特に投棄漁具の回収では、実施時期の見直しや情勢に合わせた柔軟な運用により効果を高めるなど効率的な実施できるよう事業の拡充を行うこと

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

(島根県連合)

新規要望	○継続要望
<p>議 題 北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>北朝鮮の弾道ミサイル発射や核実験といった軍事挑発は繰り返し行われ、北朝鮮の核、ミサイル廃棄は先が見えない状況となっている。</p> <p>また、令和元年10月には、能登半島沖の我が国排他的経済水域内において、北朝鮮籍と思われる漁船と水産庁の漁業取締船の衝突事故も発生している。</p> <p>日本海で操業する漁業者及びその家族は、依然として命の危険にさらされ続けることに対して、大きな不安感を抱くとともに強い憤りを感じているところである。</p> <p>については、漁業者が安全に操業できるように、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 日本海で操業する漁業者の声を受け止め、あらゆる手段を講じて北朝鮮の暴挙を阻止すること</li><li>2 警戒監視、情報収集を続け、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと</li></ol>	



全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

(山形)

新規要望	○継続要望
<p>議 題 プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>プレジャーボートの賠償責任保険については、PR 活動や漁船損害等補償法改正により漁船保険組合が引き受けられるようになるなど加入促進が図られている。</p> <p>しかしながら、その保険加入率は1割程度とされており、プレジャーボートの大半は無保険船で、とりわけ出航日数の少ない船に無保険船が多いものと推察される。</p> <p>漁船との事故や漁具破損を起こした場合、無保険船では、休漁補償や漁具被害の弁償が困難であるためトラブルに発展する事例が生じており、漁業者の安定操業の確保のため、漁場における漁船・漁業被害の補償制度の強化として、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 プレジャーボートの利用者に対して賠償責任保険の強制加入を法制化すること</li> <li>2 法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること</li> <li>3 賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力的に推進すること</li> </ol>	

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック  
(山形、新潟県連合、富山、石川、福井、京都)

新規要望	○継続要望
<p>議 題 ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>ミニボートは、船舶安全法に基づく船舶検査、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦士免許の適用除外になっており、その手軽さから利用者が増加している。</p> <p>しかし、その利用者の多くは海の基本的なルールだけでなく、ミニボートが気象及び海象の影響を大きく受けやすいこと、他船からの視認性が低いことなどを知らない状況にあり、日本小型船舶検査機構によりまとめられた「ミニボートに係る海難実態基礎調査報告書(平成 29 年 3 月)」においても、そのことが裏付けられる結果が示されている。</p> <p>これらの特性を認識しないまま、沖合での航行や港周辺での遊漁を行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。</p> <p>一旦事故が発生すれば、その救助活動の多くを漁業者が負担しているのが現状であるが、ミニボート利用者が保険に加入していることは多くなく、漁業者への補償は十分になされていない。</p> <p>また、海区漁業調整委員会指示及び漁業者や遊漁船業者等が実施している資源管理の取組についても、ミニボート利用者への周知が難しく、資源への悪影響も危惧されている。</p> <p>ついては、漁場や資源の適切な管理ならびに漁船とミニボートとの衝突等の危険やトラブルを回避するため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海面利用者相互の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行を禁止すること</li> <li>2 ミニボート利用者への保険加入を促進し、漁業操業を妨害した場合や救難活動を行った場合の損害を補填する体制を構築すること</li> </ol>	

3 ミニボート購入者に対する安全講習会受講を義務づけ、反射板や旗等の設置指導を行うとともに、資源管理や安全航行に関する意識啓発を効率的に行えるよう、ミニボート所有者の組織化を図る等、新たな対策を検討するよう国土交通省へ働きかけること

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

(山口県日本海)

新規要望	○継続要望
<p>議 題 ミニボート等及びスピアフィッシングに対する指導強化について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>近年、レジャーの多様化や安価な製品が手に入りやすくなったことから、小型船舶操縦者免許や船舶検査が不要な当該ミニボート等の利用者が増加している。</p> <p>また、テレビ番組や動画サイト等の影響等から、比較的簡単に装備を揃えることができるスピアフィッシング(魚突き)の愛好者が増加している。</p> <p>それに伴い、両者と漁業者間でのトラブルも多く発生している。</p> <p>当該利用者による航路上や漁港内、建網漁場等での無秩序な釣り等による漁業者とのトラブルや小型であるが故に漁船から視認しづらく衝突事故等の件数も増加傾向にあり、漁業者側からもミニボート等及びスピアフィッシングに対する規制強化の要望がある。</p> <p>ついては、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ミニボート等の安全航行や漁船との衝突事故防止のための目印となる灯火、標旗及びレーダー反射板をある程度の高さに掲揚すること等を必須とすること</li> <li>2 ミニボート等利用者に対する安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること</li> <li>3 スピアフィッシング用具の利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標旗やフロート等の掲揚や設置を義務付け、安全教育や業界への指導、普及啓発を強化すること</li> </ol>	

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック  
(新潟県連合、富山、石川、福井)

○新規要望	継続要望
<p>議 題 遊漁者に対するルール作りと漁業との調整について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>近年レジャーの1つとして遊漁の人气が高まっており、多くのプレジャーボートや遊漁船により海面が賑わっている。そのため、天然礁等の好漁場では、操業場所をめぐって漁業者と遊漁者とのトラブルも生じ、漁業操業の支障や航行上の危険も発生している。</p> <p>また、そうした漁場における遊漁による漁獲圧は資源への影響も大きく、看過できないものと思われ、今後、漁業者側が適正な資源評価に基づき、TACやIQなどの資源管理に取り組んでいく上でも、遊漁者側にも規制等が必要であると考えられる。</p> <p>しかしながら、現在、遊漁者には操業規制や釣獲実績報告等の義務はなく、漁業者は持続的で安定した漁業を営む上で、遊漁に対しての危機感を抱いている。</p> <p>加えて、くろまぐろについては令和3年6月から、広域漁業調整委員会指示による遊漁に対する採捕規制が開始されたが、小型魚については採捕禁止、大型魚は後に採捕禁止となったものの、当初は国への報告を行えば採捕可能との内容であり、法で定められた漁獲枠の中で厳格な漁獲規制に取り組む漁業者と比して公平性を欠いているとの指摘もある。</p> <p>については、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化するなど、遊漁者の資源利用の実態を把握し、適切かつ厳格に管理すること</li> <li>2 遊漁者に対する規制については、漁業者に対する操業規制との公平性を担保すること</li> <li>3 法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げとならないよう、遊漁と漁業の調整に対し実効性のある対策を実施すること</li> </ol>	

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック  
(新潟県連合、富山、石川、福井)

○新規要望	継続要望
<p>議 題</p> <p style="text-align: center;">海区漁業調整委員会の運営について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>新型コロナウイルスには高齢者や基礎疾患を持つ方が感染した場合、重病化しやすいという特徴があり、海区漁業調整委員会(以下「委員会」とする。)の委員の方々は委員会の開催のために参集することに強い抵抗を持っている。</p> <p>そうした中、コロナ禍により都道府県をまたぐ往来や県内での不要・不急の外出について制限され、出勤や会合が困難となっていることから、端末を利用したテレワークやWEB会議などが推進され、行われるようになってきている。</p> <p>しかし、委員会の運営予算である「水産関係地方公共団体交付金等」では端末の購入は行えないため、WEB環境の整備及び開催が困難となっている。また、委員会はコロナ禍において参集が困難であるにも関わらず、書面決議に関する規定がなく、決議には委員の方々に参集してもらう必要がある。</p> <p>については、委員会の運営を行う上で、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 テレワークやWEB会議等のための端末の導入費用として、「水産関係地方公共団体交付金等」を利用できるようにすること</p> <p>2 参集が非常に困難な場合においては、書面決議ができるようにすること</p>	

## 今後のスケジュールについて

令和3年

12月10日 全漁調連事務局が、全国4ブロックからの要望書  
を取りまとめ、正副会長会議で内容を協議

令和4年

2月 全漁調連 事務局幹事会

3月 全漁調連 理事会

5月 全漁調連 通常総会

## 第39回日本海・九州西広域漁業調整委員会について

### 【内容】

令和3年11月25日に開催されました第39回日本海・九州西広域漁業調整委員会についてその概要を報告します。

本会からは、川崎芳彦委員が（WEB）出席

### 【添付資料】

報告資料2 会議次第、委員名簿、資料抜粋



第39回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和3年11月25日（木） 13：30～

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

（1）会長職務代理者の互選について

（2）広域魚種の資源管理について

1 部会における取組

2 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

3 日本海沖合におけるベニズワイガニ

4 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ

（3）太平洋クロマグロの資源管理について

（4）国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について

（5）その他

① TAC 魚種拡大に向けたスケジュールについて

② 令和4年度資源管理関係予算について

4 閉 会

# 日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

任 期：4年 大臣選任委員（第5期）：2018年3月13日～2022年3月12日

道府県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区分	氏名	現職	
道府県互選	北海道 工藤 幸博	檜山海区漁業調整委員会会長	
	青森県 立石 政男	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理	
	秋田県 大竹 敦	秋田海区漁業調整委員会委員	
	山形県 加藤 栄	山形海区漁業調整委員会会長	
	新潟県 土屋 貞男	新潟海区漁業調整委員会会長	
	富山県 網谷 繁彦	富山海区漁業調整委員会会長代理	
	石川県 勝木 省司	石川海区漁業調整委員会委員	
	福井県 鈴木 聖子	福井海区漁業調整委員会会長代理	
	京都府 川崎 芳彦	京都海区漁業調整委員会委員	
	兵庫県 川越 一男	但馬海区漁業調整委員会副会長	
	鳥取県 朝日田 卓朗	鳥取海区漁業調整委員会委員	
	島根県 中東 達夫	島根海区漁業調整委員会会長	
	山口県 中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会副会長	
	福岡県 富重 信一	筑前海区漁業調整委員会会長	
	佐賀県 後藤 政則	松浦海区漁業調整委員会委員	
	長崎県 高平 真二	長崎県北部海区漁業調整委員会委員	
	熊本県 平山 泉	有明海区漁業調整委員会委員	
	鹿児島 甲山 博明	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長	
	沖縄県 藤田 喜久	沖縄海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二	共和水産株式会社 取締役会長
		金子 岩久	東洋漁業株式会社 代表取締役
		濱田 憲志	大祐漁業株式会社 代表取締役専務
		土門 哲也	カネタメ水産株式会社 代表取締役社長
		小林 東洋志	光春丸株式会社 代表取締役
		宮本 洋平	有限会社昭和水産 専務取締役
		山内 得信	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次▲	東京海洋大学 教授
		合瀬 宏毅	元NHK解説主幹

※ ▲は会長

日本海・九州西広域漁業調整委員会  
第30回日本海西部会  
議 事 次 第

日 時：令和3年11月25日（火）10：30～  
場 所：農林水産省8階水産庁中央会議室（東京都千代田区霞が関  
1-2-1）

※委員の皆様は会場に参集する必要はありません。

1 開 会

2 議 題

- (1) 部会長職務代理者の互選について
- (2) 広域魚種の資源管理について
  - 1 日本海西部アカガレイ
  - 2 日本海西部ズワイガニ
- (3) その他

3 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会  
日本海西部会 委員名簿

区分		氏名	現職
府県互選	石川県	勝木 省司	石川海区漁業調整委員会委員
	福井県	鈴木 聖子	福井海区漁業調整委員会会長代理
	京都府	川崎 芳彦	京都海区漁業調整委員会委員
	兵庫県	川越 一男	但馬海区漁業調整委員会副会長
	鳥取県	朝日田 卓朗	鳥取海区漁業調整委員会委員
	島根県	中東 達夫	島根海区漁業調整委員会会長
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二	共和水産株式会社 取締役会長
		金子 岩久	東洋漁業株式会社 代表取締役社長
		濱田 憲志	大祐漁業株式会社 代表取締役専務
		小林 東洋志	光春丸株式会社 取締役社長
	学識経験	波積 真理	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次	東京海洋大学 教授
		合瀬 宏毅	NHK解説委員室 副委員長

# TAC魚種拡大に向けたスケジュール

資料4-1

- 新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。
  - ① 漁獲量が多い魚種（漁獲量上位35種を中心とする）
  - ② MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種
- 専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会」を水産政策審議会の下に設け、論点や意見を整理。
- 漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。

<漁獲量が多いものうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの>

第1陣：利用可能なデータ種類の多いもの（カタクチイワシ、Eグループ、マダラ）

第2陣：利用可能なデータの比較的小さいもの（サワラ、Eグループ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	漁獲量※
		改正漁業法施行				(現行TAC魚種) 累計 60.5%
カタクチイワシ	太平洋系群	神戸チャート公表				比率(累計) 6.1 (66.6%)
	対馬暖流系群	神戸チャート公表				
	瀬戸内海系群					
ブリ			公表	検討部会	SH会合	4.6 (71.2%)
イワシ	対馬暖流系群	神戸チャート公表				3.2 (74.4%)
	太平洋系群		SH会合	SH会合	SH会合	
マダラ	本州太平洋北部系群	神戸チャート公表				2.0 (76.4%)
	本州日本海北部系群	神戸チャート公表				
	北海道太平洋				公表	
	北海道日本海				公表	
カレイ類	ソウハチ	神戸チャート公表				1.8 (78.2%)
	日本海西南部系群	神戸チャート公表				
	ムシガレイ	神戸チャート公表				
	日本海西部系群					
	ヤナギムシガレイ		公表	検討部会	SH会合	
	太平洋北部				SH会合	
	サメガレイ				SH会合	
	太平洋北部				SH会合	
	アカガレイ				SH会合	
	日本海系群				SH会合	
ソウハチ				公表		
北海道北部系群				公表		
マガレイ				公表		
北海道北部系群				公表		
ホッケ					公表	
道北系群					公表	
ムロアジ類東シナ海				公表		2.0 (79.2%)
サワラ	瀬戸内海系群					0.9 (80.1%)
	東シナ海系群					0.7 (80.8%)
イカナゴ						0.7 (81.5%)
瀬戸内海東部						0.7 (81.5%)
マダイ	瀬戸内海中・西部系群		公表	検討部会	SH会合	0.7 (82.2%)
	日本海西部・東シナ海系群		公表	検討部会	SH会合	
	瀬戸内海東部系群					
	瀬戸内海東部系群				公表	
ベニズワイガニ						0.6 (82.8%)
日本海系群						0.6 (82.8%)
メバル	瀬戸内海系群		公表	検討部会	SH会合	0.3 (83.1%)
	太平洋北部系群					
	日本海北・中部系群					
	日本海西部・東シナ海系群					
フグ類	トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群					0.2 (83.3%)
	トラフグ					0.2 (83.3%)
イサナ						0.1 (83.4%)
キンメダイ						0.1 (83.4%)
太平洋系群						0.1 (83.4%)
ニギス						0.1 (83.5%)
日本海系群			SH会合	SH会合	SH会合	0.1 (83.5%)

- 公表：資源評価結果の公表、神戸チャート公表：過去から現在までの資源状況を表した神戸チャートを公表、検討部会：資源管理手法検討部会、SH会合：資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）、説明会等：必要に応じ、説明会等を実施（検討部会、SH会合、説明会等の開催スケジュールはイメージ。必要に応じ、複数回開催する。）
- 資源評価結果は毎年更新される。
- 資源評価の進捗状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合がある。
- 令和5年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。  
(遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。)

※ データ元：漁業・養殖生産統計（平成28年～平成30年平均）